

個別占用案件のカルテ（許可更新）

神津運動広場（伊丹市）

番号		占用目的	運動公園	許可受者	伊丹市	場所	左岸 6.0k-54m～ 6.2k-68m 5.8k+110m
----	--	------	------	------	-----	----	------------------------------------

1. 施設の概要

(占用者作成)

位置図		現況写真	
現在の利用形態	グラウンド2面		
占有面積	17,454.54㎡	付帯施設等	バックネット(可搬式)61基 案内板(可搬式)1箇所 危険防止札(可搬式)0個 塁ベース(可搬式)8箇所
許可の経緯	<当初許可> 昭和55年5月10日 <前回更新許可> 平成23年3月16日 <許可期限> 平成28年3月31日	利用者数	平成22年度 33,296人 平成23年度 34,565人 平成24年度 31,593人
堤内地・堤外地	堤内地・ <u>堤外地</u>	団体数	平成25年度 17,715人 平成26年度 6,728人
周辺の土地利用の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・堤外地は、猪名川河川敷緑地として位置づけられている。 ・占有範囲と河川側との間は、雑草が茂っている状態となっている。 ・上流側(北部)に桑津橋が隣接しており、橋の上流側に当市が占有している猪名川河川敷緑地(猪名川第3・第4運動広場)が隣接している。 ・下流側は、猪名川河川敷緑地がある。 ・隣接する堤内地は、工業地域となっており、工場等の関係施設の密接や、近隣にイオンモールがある。 		
関連諸計画における占有地の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ・総合計画では、猪名川等を公園整備に加えてこれらを生かし、水路、河川、池、緑地、緑道、ビオトープ等についてそのネットワーク化を推進するとともに多様な生き物の生息や生育に配慮した整備と、維持管理に努めるとしている。 ・みどりの基本計画では、東部グリーンラインを緑地、緑道、河川、街路樹、街角広場で連続し、生物多様性に配慮した管理を充実させることで、生態系ネットワークの形成に努めるとしている。 ・地域防災計画では、一次避難所として位置づけている。 		

その他 特記事項	<p>・昭和55年5月10日に占用許可をいただいて以来、地域住民のスポーツ活動の場として多くの市民が野球、グラウンドゴルフの用途で利用している。</p> <p>・平成25年9月15日に起きた台風の影響で冠水し、国からの補助を得て、平成26年6月に復旧した。</p> <p>・平成26年6月に復旧したにもかかわらず平成26年8月9日、10日の台風11号により再びグラウンドが冠水し、使用不可能となる。平成27年4月1日から復旧し使用可能となる。</p>
-------------	---

番号		占用目的	運動場	許可受者	伊丹市	場所	左岸 6. 0K-54m～ 6. 2K-68m 5. 8k+110m
----	--	------	-----	------	-----	----	---------------------------------------

2. 施設の現状

(占用者作成)

占用の 必要性	<p>(代替性)</p> <p>本市の市民スポーツ活動の場として市の屋外体育施設は全体で85, 959㎡ある。当運動公園を含む河川敷占用範囲面積は57, 477㎡で全体の66. 9%を占めていることから、河川敷の運動施設は本市として不可欠な位置づけとなっている。</p> <hr/> <p>(必要性)</p> <p>本市においては市民スポーツ活動の場として、市内各所に体育施設を設置し、体力の向上や健康づくりを図り、市民福祉の向上に努めている。しかし伊丹市は東西南北約5km、約25K㎡と近隣市に比べ面積が小さな市となっており、既に市街地の構成された状況では新たな施設を設置するのは難しい状態であった。</p> <p>そのような状況の中、猪名川河川敷を野球等のスポーツができるスペースとして活用したいという要望が多く、市民から寄せられ、昭和52年より市民のスポーツを行う場所として、猪名川河川敷を占有している。</p> <p>以来38年間の占用期間の中で、ここで少年野球をしていた選手が、日本を代表するプロ野球選手として活躍しているなど、本市では、野球をする少年たちの夢を実現する場所として欠かせない場所となっている。</p> <p>また、河川敷を自然とふれあえる場、災害時の防災利用や水辺のレクリエーションの場として共用している。</p>
管理状況	<p>(施設管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・野球とグラウンドゴルフの団体が運営委員会を組織して、自主的に運営している。利用調整、施設整備等を前回同様行っている。 ・利用団体が毎回使用時にごみの回収を行い持ち帰っている。現在くずかごの設置はしていない。 <hr/> <p>(不法占用)</p> <p>無し</p> <hr/> <p>(維持管理計画)</p> <p>1年を通して、運営委員会が主に管理している。定期的にグラウンドの整備や、清掃及び草刈を行い、清潔に保つことに留意している。河川の増水が予想される場合は、設置物は可搬式にしており事前に工作物の撤去を行う。(年1回、撤去訓練を実施している。)</p>
利用状況	<p>(利用者・利用ルール)</p> <p>土日祝は、ほぼ終日利用している。平日は午後の時間帯に主に少年野球が練習に利用している。</p> <p>利用者は、グラウンドがいつも清潔に保てるようごみは持って帰るようになっている。</p>

	(駐車場) なし		
前回審議の意見	別紙のとおり	前回審議意見の対応	別紙のとおり
環境保全に向けて申請者の取り組み	<p>(環境への配慮)</p> <p>外来植物等の駆除をみどり自然課と連携しながら行っていく。 猪名川河川事務所より紹介をいただき、ボランティア団体との連携を図り自然保護に努めていく。</p> <p>(環境意識の啓発)</p> <p>スポーツ振興課とみどり自然課・伊丹市昆虫館が共同で今年5月に環境学習会を開催した。施設利用者が参加し、好評を得られた。今後植物をテーマにした学習会も開催予定。来年2月のクリーン作戦も参加者に募集を募り参加する予定。こういった取り組みを続けることで施設利用者の環境意識を高めていきたい。</p>		
安全への配慮	以前報告時にあった注意啓発看板が台風被害などにより消失しているため、必要に応じて修復を検討している。		

番号		占用目的	運動場	許可受者	伊丹市	場所	左岸 6.0K-54m～ 6.2K-68m 5.8k+110m
----	--	------	-----	------	-----	----	------------------------------------

3. 占用内容の変更

(占用者作成)

変更前の占用内容	バックネット(可搬式)54基 危険防止札(可搬式)3個	⇒	変更後の 占用内容	バックネット(可搬式)61基 危険防止札(可搬式)0個
変更要望の内容	バックネットは数量が以前より増加している。危険防止札は、現地確認を行った結果台風により被災し数量が減少していた。			
内容変更の必要性	バックネットは利用団体の活動をする上で必要な数量である。危険防止札は、現状の把握として報告が必要である。			
変更の規模	約17m ² (バックネット2m ² ×7基+危険防止札1m ² ×3面)			
変更場所の範囲図		管理体制	伊丹市猪名川運動広場猪名川洪水時等における施設撤去等要領に準じて、広場の適正な維持管理を行う。	

<p>占有内容 変更による 河川環境への 影響</p>	<p>特になし</p>		
<p>占有内容変 更後における 環境保全に 向けて申請者 の取り組み</p>	<p>利用者においても環境学習を行うなど、環境保全の意識付けを行い市全体で環境保護の取り組みを行っていきたい。</p>		
<p>その他 特記事項</p>	<p>危険防止札については、必要な安全対策ができるよう復元を検討している。</p>		

番号		占用目的		許可受者		場所	神津運動公園
----	--	------	--	------	--	----	--------

4. 施設の自然環境的状況

(河川管理者作成)

<p>占用地及び周辺の自然環境</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・当該占有地は猪名川と藻川合流部の上流部に位置し、低水路には砂洲が発達する。 ・砂洲には一年生草本群落が見られ、河岸にはヨモギやカナムグラの群落が広がっている。 ・鳥類では、重要種のオオヨシキリ(鳥類)、カイツブリ(鳥類)、カワセミ(鳥類)等が確認されている。
<p>自然環境上重要な場所</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・占有地周辺に生育するツルヨシ群落などは、オオヨシキリ(鳥類)の重要な生息地になっている。 ・水際の裸地は、イソシギ(鳥類)やコチドリ(鳥類)の生息環境として重要である。
<p>水際の状況</p>	<p>水域までの距離</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・水域までの距離: 約 10~50m ・右岸は、砂洲が広がっており、一年生草本群落が発達する。 ・左岸には護岸が整備されているものの、水際にはツルヨシ群落が帯状に分布する。
	<p>水面との高低差</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・約 1.4m

番号		占用目的	運動場	許可受者	伊丹市	場所	左岸 6.0K-54m～ 6.2K-68m 5.8k+110m
----	--	------	-----	------	-----	----	------------------------------------

5. 占用許可期間の更新、占用内容の変更についての意見

(委員会作成)

6. 河川管理者の判断

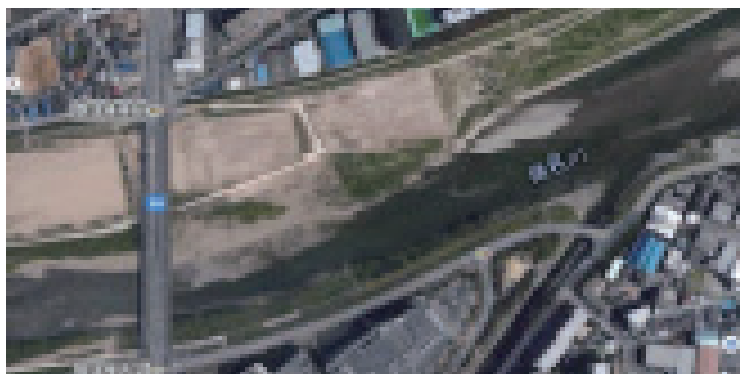
(河川管理者)

番号		占用目的	運動場	許可受者	伊丹市	場所	左岸 6.0K-54m～ 6.2K-68m 5.8k+110m
----	--	------	-----	------	-----	----	------------------------------------

【参考】 委員会の審議内容に関わる現況写真

(委員会事務局作成)

① 占用区域全景(上空から望む)



② 占用区域全景(下流端から上流を望む)



③ 占用区域全景(上流端から下流を望む)



④看板(占用標示板)



⑥水際の植生その1



⑧河原



⑩クワモドキ群落



⑤看板(ゴルフ禁止)

表示面が台風被害により流出、消失



⑦水際の植生その2(ツルヨシ群落)



⑨小型陸生草本群落(メヒシバ等)



⑪セイタカヨシ群落



⑫クズ群落



⑬カナムグラ群落



⑭アレチウリ



利用状況



利用者状況写真

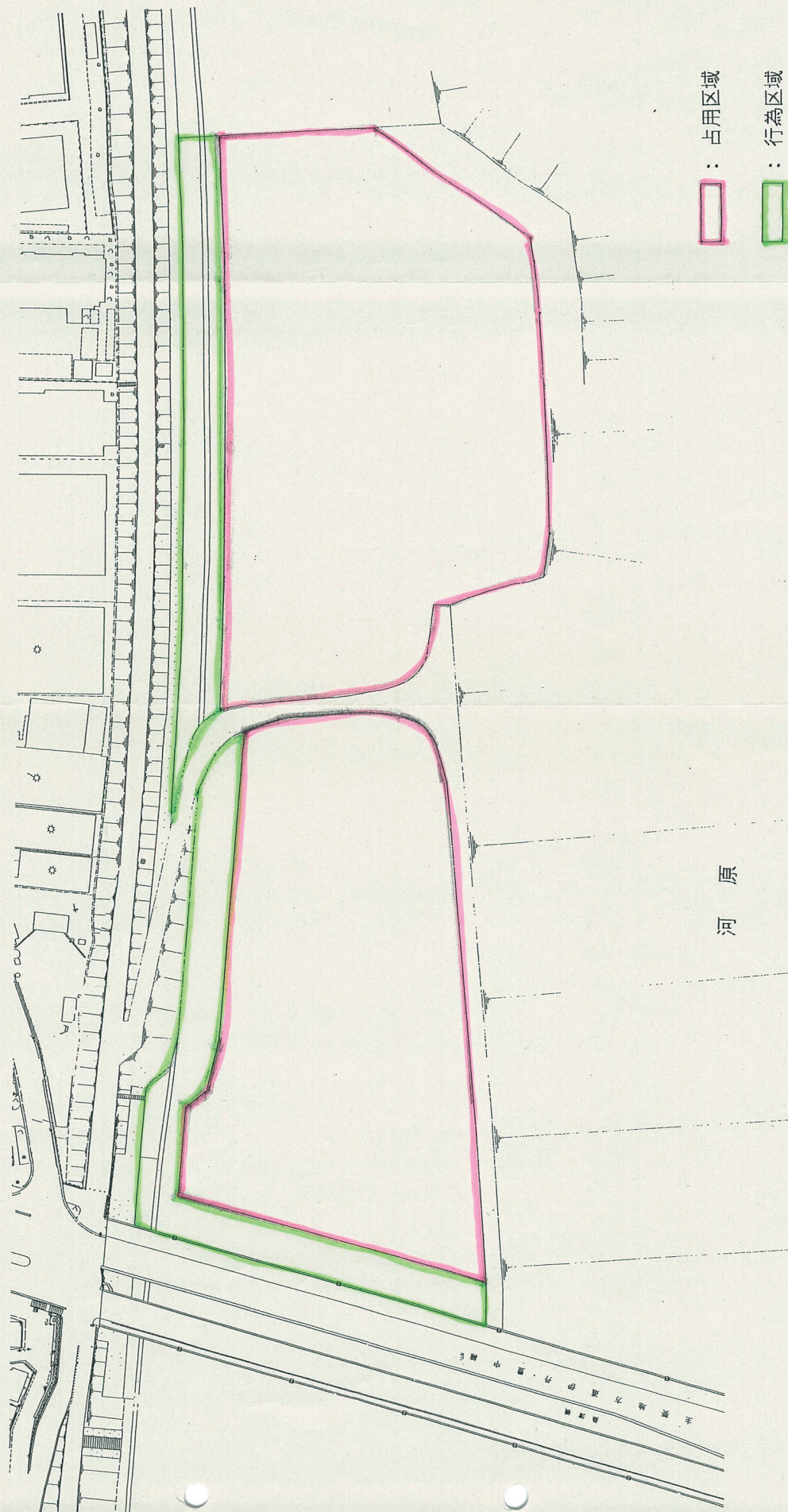
神津第1 運動広場

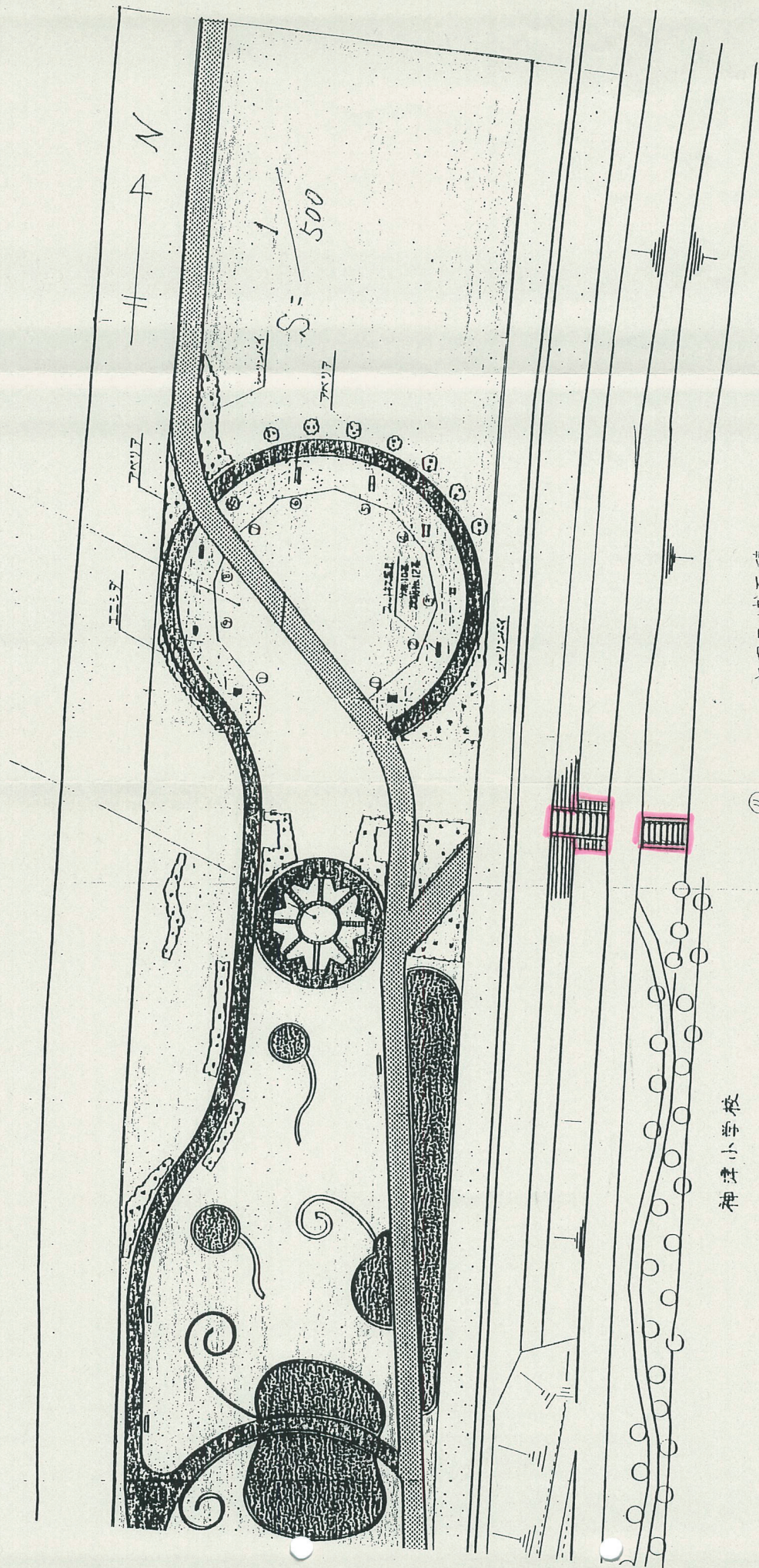


神津第2 運動広場



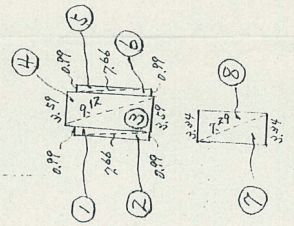
猪名川河川敷 平面図 S=1:500





占用区域面積

番号	底辺(m)	高さ(m)	倍面積	面積
1	7.56	0.99	7.58	7.58
2	7.56	0.99	7.58	7.58
3	9.12	3.59	32.74	32.74
4	9.12	3.59	32.74	32.74
5	7.66	0.99	7.58	7.58
6	7.66	0.99	7.58	7.58
7	7.59	3.54	27.04	27.04
8	7.59	3.54	27.04	27.04
計			144.48	144.48



占用区域



神津小学校

■河川保全利用チェックリスト／その1

項目 (位置付け)	細目 (整理番号)	内容	判定基準	申請者	(説明欄)	河川管理者 (説明欄)	委員会評価
生物多様性への配慮 A	施設周辺への配慮 A-1	施設周辺の生物多様性が保全されているか	○: 保全されている △: どちらともいえない ×: 保全されていない	△	昆虫館・みどり自然課と連携しながら外来種対策に取り組み。	△	外来種対策に取り組みたい。
	横断方向の連続性 A-2	施設の横断方向の生態系の連続性が確保されているか	○: 連続性が確保されている △: どちらともいえない ×: 分断されている	△	占用地の一部は自然の形を残している。	△	クワフツド・裸地以外の草地部分である程度の連続性は確保されている
	工作物への配慮 A-3	舗装等を行う場合に、生物多様性に配慮した構造になっているか	○: 配慮されている △: どちらともいえない ×: 配慮されていない -: 該当する工作物がない	-	舗装等は実施していない。	-	
環境意識の啓発 B	環境保全への啓発 対策 B-1	環境保全に関する啓発看板の設置等の対策を施しているか	○: 実績又は計画が妥当である △: 計画又は計画がやや妥当性にかける ×: 特に実施していない	×	現在は特に実施していない。	×	実施なし
	河川愛護活動 B-2	環境保全に向けての河川愛護などの取り組みを行っているか	○: 実績又は計画が妥当である △: 計画又は計画がやや妥当性にかける ×: 特に実施していない	○	年1回伊丹市全体の一斉清掃や環境学習を行っている。	○	カルテ記載事項を確認した(環境保全に向けて申請者の取り組み)
生物多様性の保全・再							

河川保全利用チェックリスト／その2

項目 (位置付け)	細目 (整理番号)	内容	判定基準	申請者	(説明欄)	河川管理 者	(説明欄)	委員会評価
利用形 態	川とのふ れあい C-1	利用者が川とふれあう(親水・自 然観察等)ことが可能な施設か	○:川とふれあう施設である △:どちらともいえない ×:川とふれあう施設ではない	×	運動施設のた め。	△	川とふれあうた め、十分な活用を 図りたい	
	利用状況 の把握 C-2	施設の利用者数(時刻、曜日、 季節など)を把握しているか	○:把握している △:ある程度の推定はできる ×:把握していない	○	毎年報告を行っ ている。	○	利用者数の報告 あり	
	利用上の ルール C-3	利用上のルール(ゴミ処理方法 など)を定めているか	○:定めている △:定めているが不十分 ×:定めていない	○	くずかごを設置せ ず各自でゴミを持 ち帰る。	○	カルテ記載事項 を確認した(管理 状況、利用状況)	
	利用者へ の明示 C-4	利用に関するルール、注意事 項、緊急時の連絡先をわかり やすい場所に看板等で利用者 へ明示しているか	○:明示している △:一部明示している ×:明示していない	○	看板等で明示し ている。	△	わかりやすい明 示方法を検討さ れたい	
川の利用と責任 C	公共性の 担保 C-5	設置する施設は、広く一般の用 に供することが可能で、申請者 や一部の利用者、団体だけに限 られる排他・独占的な利用はな いか	○:排他・独占的な利用はない △:どちらともいえない、不明 ×:排他・独占的な利用がある	○	利用団体により 結成される運営 委員会が使用。 委員会は参加につ いては排他性は ない。	○	カルテ記載事項 を確認した(管理 状況)	
	利用方法 や管理体 制への配 慮 C-6	駐車場を利用する車と一般の河 川利用者、近隣住民間に交通 事故やトラブルが生じないよう、 通行経路や利用方法、管理体 制に配慮しているか	○:十分配慮している △:配慮しているが不十分 ×:配慮が全く不足している、無 配慮 一:駐車場はない	—	設置していない。	—		
駐車場	設置のた めの検討 の有無 C-7	駐車場の設置要望がある場合 は、出入時の動線、安全対策、 不法進入対策、管理体制、自然 環境への影響など、詳細な検討 をしているか	○:十分検討している △:検討しているが不十分、現 在検討中 ×:検討が全く不足している、未 検討 一:設置の要望や計画がない	—	計画がない。	—		

■河川保全利用チェックリスト／その3

項目 (位置付け)	細目 (整理番号)	内容	判定基準	申請者	(説明欄)	河川管理者	(説明欄)	委員会評価
施設の 施設管 理	管理体制 D-1	施設の管理体制を整備しているか (指定管理者制度等による管理者の明確化、管理事務所・話所等がある等)	○:整備されている △:一部整備、整備途上 ×:整備されていない	△	運営委員会・市で協力して管理している。	△	カルテ記載事項を確認した(管理状況)	
	管理計画 D-2	施設の管理計画は適正であるか	○:適正である △:一部改正の余地がある、改正中 ×:適正とはいえない、計画がない	△	市民の意見に応じて市の管理計画について改正中。	△	カルテ記載事項を確認した(管理状況)	
不法占 用	不法占有 対策 D-3	利用者などが許可なく用具収納コンテナなどの不法占有物件を持ち込まないよう、適正に管理しているか	○:適正管理されている ×:不法占有の実態がある	○	伊丹市猪名川運動広場猪名川洪水時等における施設撤去等要領に準じて、適正管理できる備品のみに設置しているという認識である。	×	一部用具類の放置が見られる	

前回審議の意見

【審議での指摘事項】（平成 22 年度 第 2 回委員会 平成 22 年 10 月 27 日）

- A. 運動公園を残しながらどう自然回復を図っていくかという視点が必要である。
- B. 川が本来はどのような場所なのだという点について、チェックリストに書いてあることや、スポーツをする人にきっちり伝えていくような啓発看板などで、意識を少しずつ変えていくようなことも検討していただきたい。
- C. 裸地が連続しているので、境界のところの横断線を自然緑化する、というデザイン的な配慮をこれからの管理の中で検討していただきたい。
- D. 住民の方と一緒に考えてつくるというような動きがあり、ここの公園でも一緒に考えてつくれるように地域の参加を促進していただきたい。
- E. 公園利用のために除草・清掃活動をしているが、占用区域周辺についても自然環境保全・再生のために、どのような形で除草や清掃ができるかを、もう少し考えていただきたい。（草の刈り方の工夫、管理区域の拡大など）
- F. 占用者、利用者、河川管理者、市民が望ましい川についての話し合いの場をもつなど情報共有し、川づくりに参加していくことが望ましい。また、川らしいあり方に関する看板等をはじめとした広報を実施していくべきである。

【審議での指摘事項に対する回答】（平成 25 年度 第 1 回委員会 平成 26 年 1 月 22 日）

- A. 運動公園を残しながら、自然回復を図ることは十分可能であると考えており、調査研究に努めていきたい。
- B. 啓発看板やリーフレット等を作成し、運動公園の利用者に対する意識改革を促すことについて、検討しているが、財政面の課題が解決できず、実現には至っていない。
- C. 猪名川第 3・第 4 運動広場の横断線については、一部自然緑化しているところがある。その他の施設については、今後改良の機会があれば、デザイン的な配慮も検討していきたい。
- D. 市民の参画と協働という観点から、毎年 7 月、市内一斉清掃を実施する際に、地域住民に参加を呼びかけ、多数参加いただいている。
- E. 指定管理者が管理運営している施設については、定期的に整備を実施している。また、それ以外の施設についても、利用者が中心となって整備を実施している。管理区域の拡大は、現時点では考えていない。
- F. 指摘にあるような4者が話し合いの場を持ち、情報共有するような取り組みは実施できていない。川らしいあり方の広報等については、効果的な方法等を検討していく。

【中間報告での指摘事項】（平成 25 年度 第 1 回委員会 平成 26 年 1 月 22 日）

- 1. 委員会の意見に対する取り組み状況が消極的であり、市全体として積極的に取り組んでいきたい。
- 2. レキ河原もある等、環境学習に適した場所であるので、水辺の利用が出来るような公園の整備をお願いしたい。
- 3. 環境学習会を開くなど、環境を考えた本来の川の利用に近づける様に努めて欲しい。

前回審議の意見の対応

1. スポーツ振興課の所属する教育委員会だけでなく、みどり自然課の所属する市長部局や伊丹市昆虫館など、全庁的な目線で取り組みを検討している。
2. 水辺の整備については、災害のたびに運動広場が水没するほどの被害を受けている状況で安全面の問題もあり、慎重な検討を要する。
3. スポーツ振興課とみどり自然課・伊丹市昆虫館が共同で今年8月に環境学習会を開催した。施設利用者が参加し、好評を得られたので今後も定期的に開催を検討している。次回は植物をテーマに環境学習会を開催予定。また来年2月のクリーン作戦も利用者に参加募集を募る予定。

個別占用案件のカルテ（許可更新）

猪名川河川敷緑地（猪名川第3・第4運動公園）
（伊丹市）

番号		占用目的	運動公園	許可受者	伊丹市	場所	右岸 6. 2K～6. 6K-50m
----	--	------	------	------	-----	----	--------------------

1. 施設の概要

(占用者作成)

位置図			現況写真				
現在の利用形態	グラウンド3面(猪名川第3・第4運動公園)第3公園はA・Bの2面のグラウンド有						
占有面積	27118. 34㎡	付帯施設等	サッカーゴール(可搬式)12基 ベンチ(可搬式)17基 植栽(アベリア)約1,920本				
許可の経緯	<当初許可> 昭和58年3月16日 <前回更新許可> 平成23年3月16日 <許可期限> 平成28年3月31日	利用者数	平成22年度 110,785人 平成23年度 103,610人 平成24年度 107,080人				
堤内地・堤外地	堤内地・ <u>堤外地</u>		団体数	平成25年度 56,800人 平成26年度 16,030人			
周辺の土地利用の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・堤外地は、猪名川河川敷緑地として位置づけられている。 ・占有範囲と、河川側との間は、河川敷内通路があり、河川側は雑草が茂っている状態となっている。 ・上流側(北部)に雑草が茂っている状態となっている。 ・下流側は、桑津橋と隣接しており、橋の下流側に当市が占有している神津運動広場がある。 ・隣接する堤内地は、工業地域となっており、工場等の関係施設の密接や、近隣にイオンモールがある。 						
関連諸計画における占有地の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ・総合計画では、猪名川等を公園整備に加えてこれらを生かし、水路、河川、池、緑地、緑道、ビオトープ等についてそのネットワーク化を推進するとともに多様な生き物の生息や生育に配慮した整備と、維持管理に努めるとしている。 ・みどりの基本計画では、東部グリーンラインを緑地、緑道、河川、街路樹、街角広場で連続し、生物多様性に配慮した管理を充実させることで、生態系ネットワークの形成につとめるとしている。 ・地域防災計画では、一次避難所として位置づけている。 						
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和58年3月16日に占有許可いただいて以来、地域住民のスポーツ活動の場として多くの市民がサッカー、野球、グラウンドゴルフ、ソフトボール等の用途で利用している。 ・平成25年9月15日に起きた台風の影響で冠水し、国からの補助を得て、平成26年6月に復旧した。 ・平成26年6月に復旧したにもかかわらず平成26年8月9日、10日の台風11号により再びグラウンドが冠水し、使用不可能となる。平成27年4月1日から復旧し使用可能となる。 						

番号		占用目的	運動場	許可受者	伊丹市	場所	右岸 6. 2K～6. 6K-50m
----	--	------	-----	------	-----	----	--------------------

2. 施設の現状

(占用者作成)

占用の 必要性	(代替性) 本市の市民スポーツ活動の場として市の屋外体育施設は全体で85, 959㎡ある。当運動公園を含む河川敷占用範囲面積は57, 477㎡で全体の66. 9%を占めていることから、河川敷の運動施設は本市として不可欠な位置づけとなっている。
	(必要性) 本市においては市民スポーツ活動の場として、市内各所に体育施設を設置し、体力の向上や健康づくりを図り、市民福祉の向上に努めている。しかし伊丹市は東西南北約5km、約25K ㎡と近隣市に比べ面積が小さな市となっており、既に市街地の構成された状況では新たな施設を設置するのは難しい状態であった。 そのような状況の中、猪名川河川敷を野球等のスポーツができるスペースとして活用したいという要望が多く多くの市民から寄せられ、昭和52年より市民のスポーツを行う場所として、猪名川河川敷を占有している。 以来38年間の占用期間の中で、ここで少年野球をしていた選手が、日本を代表するプロ野球選手として活躍しているなど、本市では、野球をする少年たちに夢を実現する場所として欠かせない場所となっている。 また、河川敷を自然とふれあえる場、災害時の防災利用や水辺のレクリエーションの場として共用している。
	(施設管理) ・平成18年度より指定管理者による管理が始まり、平成26年度からは三菱電機ライフサービス株式会社を中心とする2社の連合体により、利用調整、施設整備等を前回同様行っている。 ・利用団体が毎回使用時にごみの回収を行い持ち帰っている。現在くずかごの設置はしていない。
管理状況	(不法占用) 無し
	(維持管理計画) 1年を通して、指定管理者に委託しており、定期的に、随時グラウンドの整備や、清掃及び草刈を行い、清潔に保つことに留意している。 河川の増水が予想される場合は、事前に工作物の撤去を行う。(1年に1度工作物の撤去訓練を行う。)
利用状況	(利用者・利用ルール) 年間の予約は年間利用調整会議で、体育協会に加入している使用団体が年間利用日を押さえ、それ以外の市民の利用者は、月初めの1日から7日までの間で、開いている日にインターネットで予約をする。その予約日が重なれば、抽選を行い決める。それ以後に空きがあれば随時受け付ける。 利用者は、グラウンドがいつも清潔に保てるようごみは持って帰るようになっている。
	(駐車場) あり。

前回審議の意見	別紙のとおり	前回審議意見の対応	別紙のとおり
環境保全に向けて申請者の取り組み	<p>(環境への配慮)</p> <p>外来植物等の駆除をみどり自然課と連携しながら行っていく。</p> <p>猪名川河川事務所より紹介をいただき、ボランティア団体との連携を図り自然保護に努めていく。</p> <p>(環境意識の啓発)</p> <p>スポーツ振興課とみどり自然課・伊丹市昆虫館が共同で今年度5月に環境学習会を開催した。施設利用者が参加し、好評を得られた。今後植物をテーマにした学習会も開催予定。来年2月のクリーン作戦も参加者に募集を募り参加する予定。こういった取り組みを続けることで施設利用者の環境意識を高めていきたい。</p>		
安全への配慮	<p>以前報告時にあった注意啓発看板が台風被害などにより消失しているため、必要に応じて修復を検討している。</p>		

番号		占用目的	運動場	許可受者	伊丹市	場所	右岸 6. 2K～6. 6K-50m
----	--	------	-----	------	-----	----	--------------------

3. 占用内容の変更

(占用者作成)

変更前の占用内容	ベンチ(可搬式)22基 植栽(アベリア)約2,544本	⇒	変更後の 占用内容	ベンチ(可搬式)17基 植栽(アベリア)約1,920本
変更要望の内容	ベンチは台風により被災し数量が減少していた。植栽は台風による被害と植栽により流れが変わり、地表の洗屈に影響を与えるため抜根を行った。			
内容変更の必要性	現状の把握として報告が必要である。			
変更の規模	約37m ² (ベンチ1m ² ×5脚+植栽4m ² ×8塊)			
変更場所の範囲図			管理体制	伊丹市猪名川運動広場猪名川洪水時等における施設撤去等要領に準じて、広場の適正な維持管理を行う。

<p>占有内容 変更による 河川環境への 影響</p>	<p>特になし</p>
<p>占有内容変 更後における 環境保全に 向けて申請者 の取り組み</p>	<p>利用者においても環境学習を行うなど、環境保全の意識付けを行い市全体で環境保護の取り組みを行っていきたい。</p>
<p>その他 特記事項</p>	<p>特になし</p>

番号		占用目的		許可受者		場所	猪名川河川敷緑地(猪名川第3・第4運動公園)
----	--	------	--	------	--	----	------------------------

4. 施設の自然環境的状况

(河川管理者作成)

<p>占用地及び周辺の自然環境</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・当該占有地は猪名川の中流部に位置し、低水路には砂洲が発達する。 ・低水路には砂洲が広がっており、大部分が裸地となっているが、一部ネズミムギ、シロザ、オオイヌタデ等の一年生草本群落が見られる。また水際の湿性立地ではヤナギタデ、オオクサキビ、ツルヨシ等が生育している。 ・鳥類では、河川敷草地においてキジ、ヒバリ、オオヨシキリ、セッカ、カワラヒワ、スズメ等が確認されたほか、水辺や水域ではカワウやササゴイ、コサギ等のサギ類、カルガモ、コチドリ、カワセミが確認されている。 ・昆虫類では、草地や裸地を主要な生息環境とした種が多く、河川敷草地ではヨコバイ類やカスミカメムシ類、シロチョウ類、ハナアブ類やテントウムシ類が多く確認されている。また河川敷草地ではコオロギ類やバッタ類が多く確認されている。 ・両生・爬虫類では、水辺にクサガメ、ミシシッピアカミミガメが確認され、哺乳類では堤防上の人工構造物ではイタチ属の糞、オギ原でカヤネズミの巣が確認されている。 ・重要種としては、イソシギ、ハマシギ、コチドリ、オオヨシキリといった鳥類、シルビアシジミ、アキアカネ、キアシハナダカバチモドキといった昆虫類、哺乳類のカヤネズミなどが確認されている。
<p>自然環境上重要な場所</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・低水路の砂礫河原は、イソシギ、コチドリといったシギ・チドリ類の重要な生息地となっている。 ・堤防の草地はシルビアシジミにとって重要な生息地となっている。 ・水際のツルヨシ群落は、オオヨシキリやカヤネズミにとって重要な繁殖環境となっている。
<p>水際の状況</p>	<p>水域までの距離</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・水域までの距離:約 10～50m ・右岸は、砂洲が広がっており、ヤナギタデ等の一年生草本群落が発達するほか、ツルヨシ群落が見られる。 ・左岸には護岸が整備されている。
	<p>水面との高低差</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・約 2.9m

番号		占用目的	運動場	許可受者	伊丹市	場所	右岸 6. 2K～6. 6K-50m
----	--	------	-----	------	-----	----	--------------------

5. 占用許可期間の更新、占用内容の変更についての意見

(委員会作成)

6. 河川管理者の判断

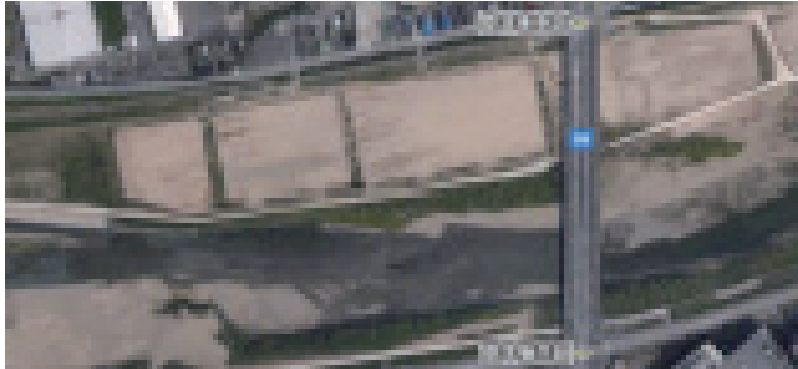
(河川管理者)

【参考】 委員会の審議内容に関わる現況写真

(委員会事務局作成)

番号		占用目的	運動場	許可受者	伊丹市	場所	右岸 6. 2K～6. 6K-50m
----	--	------	-----	------	-----	----	--------------------

① 占用区域全景(上空から望む)



② 占用区域全景(下流端から上流を望む)



③ 占用区域全景(上流端から下流を望む)



④看板(占用標示板)



⑤看板(ゴルフ禁止)

標示面が台風被害により流出、消失



⑥看板(ゴミ捨て禁止)

台風被害により流出、消失



⑦水際の植生その1



⑧水際の植生その1(ツルヨシ群落)



⑨小型陸生草本群落(ヨモギ等)



⑩クズ群落



⑪セイバンモロコシ群落



⑫対岸の河原とわんど



利用状況



利用者状況写真

猪名川第 3A 運動広場



猪名川第 3B 運動広場

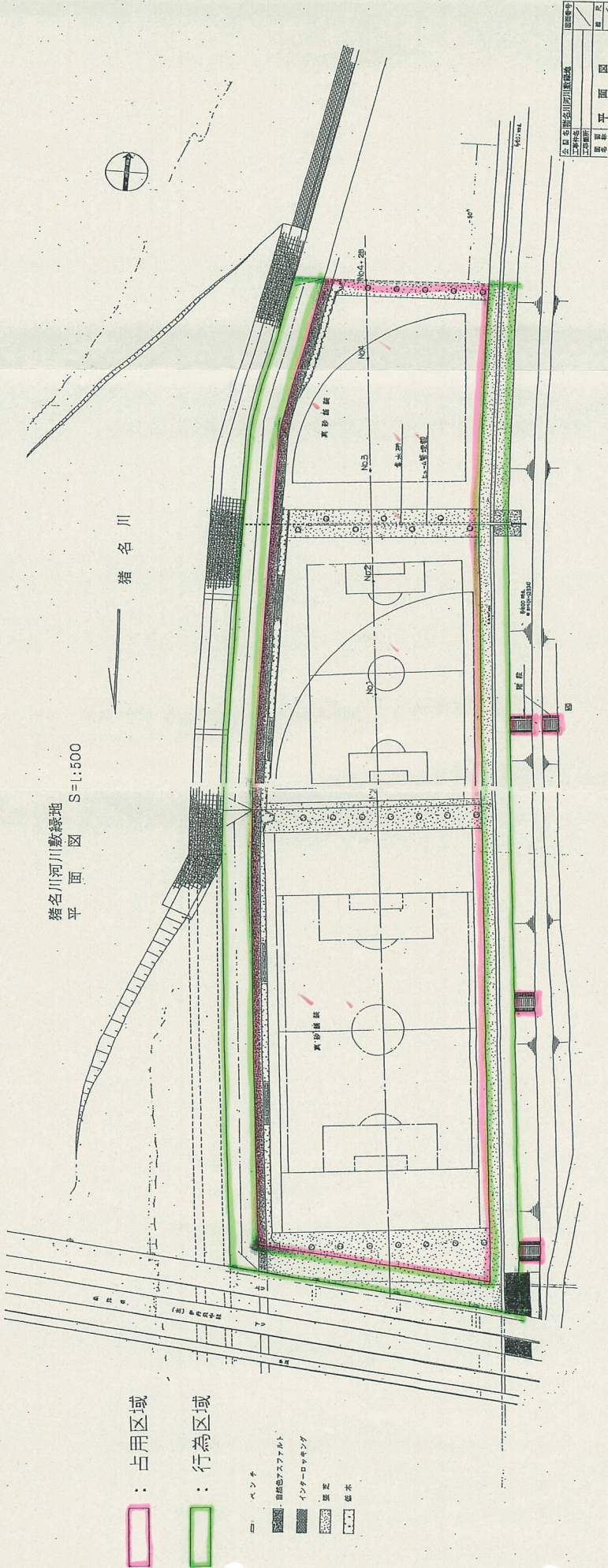


猪名川第 4 運動広場



猪名川河川敷緑地
平面図 S=1:500

猪名川



： 占有区域

： 行為区域

- ベンチ
- 自然色アスファルト
- インターロックパッキング
- 舗装
- 樹木

図名	猪名川河川敷緑地
図号	
縮尺	1:500
作成	
検査	
承認	

■河川保全利用チェックリスト／その1

項目 (位置付け)	細目 (整理番号)	内容	判定基準	申請者	(説明欄)	河川管理者 (説明欄)	委員会評価
生物多様性への配慮 A	施設周辺への配慮 A-1	施設周辺の生物多様性が保全されているか	○: 保全されている △: どちらともいえない ×: 保全されていない	△	昆虫館・みどり自然課と連携しながら外来種対策に取り組み。	△	外来種対策に取り組みたい。
	横断方向の連続性 A-2	施設の横断方向の生態系の連続性が確保されているか	○: 連続性が確保されている △: どちらともいえない ×: 分断されている	△	占用地の一部は自然の形を残している。	△	クワフツド・裸地以外の草地部分である程度の連続性は確保されている
	工作物への配慮 A-3	舗装等を行う場合に、生物多様性に配慮した構造になっているか	○: 配慮されている △: どちらともいえない ×: 配慮されていない -: 該当する工作物がない	-	舗装等は実施していない。	-	
環境意識の啓発 B	環境保全への啓発 B-1	環境保全に関する啓発看板の設置等の対策を施しているか	○: 実績又は計画が妥当である △: 計画又は計画がやや妥当性にかける ×: 特に実施していない	×	現在は特に実施していない。	×	実施なし
	河川愛護活動 B-2	環境保全に向けての河川愛護などの取り組みを行っているか	○: 実績又は計画が妥当である △: 計画又は計画がやや妥当性にかける ×: 特に実施していない	○	年1回伊丹市全体の一斉清掃や環境学習を行っている。	○	カルテ記載事項を確認した(環境保全に向けて申請者の取り組み)
生物多様性の保全・再							

■河川保全利用チェックリスト／その2

項目 (位置付け)	細目 (整理番号)	内容	判定基準	申請者	(説明欄)	河川管理者	(説明欄)	委員会評価
利用形態	川とのふれあい C-1	利用者が川とふれあう(親水・自然観察等)ことが可能な施設か	○:川とふれあう施設である △:どちらともいえない ×:川とふれあう施設ではない	×	運動施設のた め。	△	川とふれあうた め、十分な活用を 図りたい	
	利用状況 の把握 C-2	施設の利用者数(時刻、曜日、季節など)を把握しているか	○:把握している △:ある程度の推定はできる ×:把握していない	○	毎年報告を行っ ている。	○	利用者数の報告 あり	
	利用上の ルール C-3	利用上のルール(ゴミ処理方法 など)を定めているか	○:定めている △:定めているが不十分 ×:定めていない	○	くずかごを設置せ ず各自でゴミを持 ち帰る。	○	カルテ記載事項 を確認した(管理 状況、利用状況)	
	利用者へ の明示 C-4	利用に関するルール、注意事 項、緊急時の連絡先をわかり やすい場所に看板等で利用者 へ明示しているか	○:明示している △:一部明示している ×:明示していない	○	看板等で明示し ている。	△	わかりやすい明 示方法を検討さ れたい	
川の利用と責任 C	公共性の 担保 C-5	設置する施設は、広く一般の用 に供することが可能で、申請者 や一部の利用者、団体だけに限 られる排他・独占的な利用はな いか	○:排他・独占的な利用はない △:どちらともいえない、不明 ×:排他・独占的な利用がある	○	市体育協会加盟 の団体等が大会 等で優先的に使 用。空いている日 は一般利用。	○	カルテ記載事項 を確認した(管理 状況)	
	利用方法 や管理体 制への配 慮 C-6	駐車場を利用する車と一般の河 川利用者、近隣住民間に交通 事故やトラブルが生じないよう、 通行経路や利用方法、管理体 制に配慮しているか	○:十分配慮している △:配慮しているが不十分 ×:配慮が全く不足している、無 配慮 一:駐車場はない	○	利用者が多い休 日には係員を配 置し、平日も定期 的に巡回してい る。	○	カルテ記載事項 を確認した(管理 状況)	
駐車場	設置のた めの検討 の有無 C-7	駐車場の設置要望がある場合 は、出入時の動線、安全対策、 不法進入対策、管理体制、自然 環境への影響など、詳細な検討 をしているか	○:十分検討している △:検討しているが不十分、現 在検討中 ×:検討が全く不足している、未 検討 一:設置の要望や計画がない	—	すでに駐車場を 設置している(河 川区域外)。	—		

■河川保全利用チェックリスト／その3

項目 (位置付け)	細目 (整理番号)	内容	判定基準	申請者	河川管理者 (説明欄)	委員会評価
施設の維持管理 D	施設管理 D-1	施設の管理体制を整備しているか (指定管理者制度等による管理者の明確化、管理事務所・話所等がある等)	○:整備されている △:一部整備、整備途上 ×:整備されていない	○	指定管理者制度により管理者を明確化している。	カルテ記載事項を確認した(管理状況)
	管理計画 D-2	施設の管理計画は適正であるか	○:適正である △:一部改正の余地がある、改正中 ×:適正とはいえない、計画がない	○	周辺住民から要望があった場合も指定管理者を通じて迅速に対応しているため適正である。	カルテ記載事項を確認した(管理状況)
	不法占用 D-3	利用者などが許可なく用具収納コンテナなどの不法占用物件を持ち込まないよう、適正に管理しているか	○:適正管理されている ×:不法占用の実態がある	○	指定管理者が適正に管理している。	適正管理されている

前回審議の意見

【審議での指摘事項】（平成 22 年度 第 2 回委員会 平成 22 年 10 月 27 日）

- A. 運動公園を残しながらどう自然回復を図っていくかという視点が必要である。
- B. 川が本来はどのような場所なのだということについて、チェックリストに書いてあることや、スポーツをする人にきっちり伝えていくような啓発看板などで、意識を少しずつ変えていくようなことも検討していただきたい。
- C. 裸地が連続しているので、境界のところの横断線を自然緑化する、というデザイン的な配慮をこれからの管理の中で検討していただきたい。
- D. 住民の方と一緒に考えてつくるといような動きがあり、ここの公園でも一緒に考えてつくれるように地域の参加を促進していただきたい。
- E. 公園利用のために除草・清掃活動をしているが、占用区域周辺についても自然環境保全・再生のために、どのような形で除草や清掃ができるかを、もう少し考えていただきたい。（草の刈り方の工夫、管理区域の拡大など）
- F. 占用者、利用者、河川管理者、市民が望ましい川についての話し合いの場をもつなど情報共有し、川づくりに参加していくことが望ましい。また、川らしいあり方に関する看板等をはじめとした広報を実施していくべきである。

【審議での指摘事項に対する回答】（平成 25 年度 第 1 回委員会 平成 26 年 1 月 22 日）

- A. 運動公園を残しながら、自然回復を図ることは十分可能であると考えており、調査研究に努めていきたい。
- B. 啓発看板やリーフレット等を作成し、運動公園の利用者に対する意識改革を促すことについて、検討しているが、財政面の課題が解決できず、実現には至っていない。
- C. 猪名川第 3・第 4 運動広場の横断線については、一部自然緑化しているところがある。その他の施設については、今後改良の機会があれば、デザイン的な配慮も検討していきたい。
- D. 市民の参画と協働という観点から、毎年 7 月、市内一斉清掃を実施する際に、地域住民に参加を呼びかけ、多数参加いただいている。
- E. 指定管理者が管理運営している施設については、定期的に整備を実施している。また、それ以外の施設についても、利用者が中心となって整備を実施している。管理区域の拡大は、現時点では考えていない。
- F. 指摘にあるような4者が話し合いの場を持ち、情報共有するような取り組みは実施できていない。川らしいあり方の広報等については、効果的な方法等を検討していく。

【中間報告での指摘事項】（平成 25 年度 第 1 回委員会 平成 26 年 1 月 22 日）

- 1. 委員会の意見に対する取り組み状況が消極的であり、市全体として積極的に取り組んでいきたい。
- 2. レキ河原もある等、環境学習に適した場所であるので、水辺の利用が出来るような公園の整備をお願いしたい。
- 3. 環境学習会を開くなど、環境を考えた本来の川の利用に近づける様に努めて欲しい。

前回審議の意見の対応

1. スポーツ振興課の所属する教育委員会だけでなく、みどり自然課の所属する市長部局や伊丹市昆虫館など、全庁的な目線で取り組みを検討している。
2. 水辺の整備については、災害のたびに運動広場が水没するほどの被害を受けている状況で安全面の問題もあり、慎重な検討を要する。
3. スポーツ振興課とみどり自然課・伊丹市昆虫館が共同で今年8月に環境学習会を開催した。施設利用者が参加し、好評を得られたので今後も定期的な開催を検討している。次回は植物をテーマに環境学習会を開催予定。また来年2月のクリーン作戦も利用者に参加募集を募る予定。

個別占用案件のカルテ（許可更新）

東久代公園（川西市）

番号		占用目的	東久代公園	許可受者	川西市	場所	右岸 8.0K+50m～8.6K
----	--	------	-------	------	-----	----	------------------

1. 施設の概要

(占用者作成)

位置図		現況写真	 <p>球技場から下流側へ</p> <p>テニスコートから上流側へ</p>
現在の利用形態	園路:総延長 3,763m 広場:自由広場 1カ所、休養広場 2カ所 運動広場:野球場 1面、球技場 1面、テニスコート 5面		
占用面積	71,760.15㎡ (階段新設部を除く)	付帯施設等	バックネット 4基、防球ネット、ベンチ 31基、トイレ 2基、日除けテント 8基、その他
許可の経緯	<当初許可> 昭和 49 年 3 月 1 日 <前回更新許可> 平成 23 年 3 月 28 日 <許可期限> 平成 28 年 3 月 31 日	利用者数	平成 22 年度 84,076 人 平成 23 年度 84,672 人 平成 24 年度 82,560 人
堤内地・堤外地	堤内地 ・ 堤外地	団体数	平成 25 年度 41,141 人 平成 26 年度 16,143 人
周辺の土地利用の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・占用地は都市公園の東久代公園として位置づけられており、隣接する堤内地は、堤防を挟んで上流側は第一種住居地域、下流側は準工業地域が広がっています。 ・上流側は高木井堰、下流側は伊丹市が占有している猪名川第 1 第 2 運動公園と接しています。 		
関連諸計画における占用地の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ・「第 5 次川西市総合計画」では、競技スポーツの場として、また、スポーツを通じた仲間作り、世代間の交流などコミュニティの形成の場として、東久代公園を始めとする市内の体育施設の適正な管理・運営が必要であると位置づけています。 ・兵庫県の地震災害対策計画(防災予防計画)において東久代公園を広域防災拠点としており、有事の際は救援・復旧活動要員出動及び地域内外からの緊急物資、復旧用資機材等の集積・配送の拠点とします。 ・「川西市緑の基本計画」では、猪名川全体を水に親しみ自然とふれあうことができる水辺の空間として捉え、整備にあたっては自然環境に配慮したものとする必要があります。 ・「生物多様性ふるさと川西戦略」では、猪名川全体を市内の水生生物の多様性の確保、保全の場として重要な空間であるとしています。 		

その他 特記事項	
-------------	--

番号		占用目的	東久代公園	許可受者	川西市	場所	右岸 8.0K+50m～8.6K
----	--	------	-------	------	-----	----	------------------

2. 施設の現状

(占用者作成)


占用の 必要性	<p>(代替性)</p> <p>現在、本市の屋外有料施設としては、東久代公園以外には、市の中部に位置する「市民運動場」1カ所しかないことから、東久代公園は、本市にとって大変貴重なスポーツ施設となっています。また、既に市街地が形成されている本市の現状を踏まえると、現在占用している 70,000 m²もの東久代公園の代替地を確保することは大変困難です。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>(必要性)</p> <p>東久代公園は都市施設の一環である都市公園の充実を図るため昭和 49 年から占用してまいりました。主な施設は、野球場、球技場、テニスコート、自由広場、休養広場で、駐車場と管理事務所がある運動公園として市民に親しまれています。</p> <p>年間の利用者数は、有料施設だけで 82,560 人(平成 24 年度、25 年度、26 年度は台風に伴う河川増水により閉鎖期間あり)に達し、スポーツ愛好団体から家族連れまで多くの市民があらゆるスポーツを楽しんでいます。</p> <p>今後とも、スポーツを通じた仲間作りと世代間交流等コミュニティ形成の場、さらにはスポーツを通しての市民の健康増進の場として、東久代公園は必要不可欠であると考えます。</p>
管理状況	<p>(施設管理)</p> <p>平成 26 年度から 5 年間、公募により(公財)川西市文化・スポーツ振興財団を指定管理者として指定いたしました。現在、職員 2 名と受付業務等を行なう職員 1 名が常駐し、管理運営にあたっています。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>(不法占用)</p> <p>本市占用区域内に建設資機材等の不法占用物件があり、現在、猪名川河川事務所と共に、不法占用者の事務所に出向いたり、現場に立看板を設置したり等、是正指導をおこなっています。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>(維持管理計画)</p> <p>随時施設点検を実施し、必要な箇所について順次修繕を実施しています。</p>
利用状況	<p>(利用者・利用ルール)</p> <p>無料の「公園」スペースでは、24 時間いつでも誰でも利用でき、散歩や休養など憩いの場として多くの市民にご利用いただいています。一方、「体育施設」は、基本的に事前にインターネット等で予約をしたうえで有料でご利用いただいています。</p> <p>なお、公園利用者に対し、以下のとおり看板等で掲示し周知を図っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当公園内においては管理職員の指示に従う。 ・公園の秩序及び風紀を乱し公益を害した時等管理上支障があるときは使用を禁止する。 ・公園を使用する事によって生じた傷害その他事故については使用者責任において処理すること

	<p>また、禁止行為を下記のとおり定めています。</p> <p>①ゴルフや模型飛行機の飛行等危険な遊び、②犬や他の動物の放し飼い、③酒類の持込及び酒気を帯びていると認められるものの入園、④花や木を傷めること、⑤魚や鳥を殺傷すること</p> <p>⑥公園その用途以外に使用すること</p> <p>(駐車場)</p> <p>無料駐車場 87 台を設置しています。</p>		
前回審議の意見	別紙のとおり	前回審議意見の対応	別紙のとおり
環境保全に向けて申請者の取り組み	(環境への配慮)		
	指定管理者において随時、除草作業や清掃作業を行っています。		
安全への配慮	(環境意識の啓発)		
	<p>占用区域内での環境に配慮した利用の遵守や環境保全への意識の高揚を図ることを目的とした環境啓発看板の設置について、河川洪水時にも危険のない形態での設置を引き続き検討してまいります。</p> <p>河川の環境保全に対する意識向上を目的として、河川レンジャーと連携し、利用者を対象にオオブタクサやキクイモの駆除体験を含む外来植物に関する環境学習会を開催いたしました。</p>		
安全への配慮	<p>河川洪水時の対策として、占用物はすべて可搬式とし、猪名川水位が一定以上に上昇した場合はただちに撤去できる体制を取っています。また、年に 1 回、猪名川河川事務所立会いのもと、撤収作業の訓練を実施しています。</p>		

番号		占用目的	東久代公園	許可受者	川西市	場所	右岸 8.0K+50m～8.6K
----	--	------	-------	------	-----	----	------------------

3. 占用内容の変更

(占用者作成)

変更前の 占用内容	<ul style="list-style-type: none"> ・階段 4箇所 ・植栽、備品等工作物数の変更 		変更後の 占用内容	<ul style="list-style-type: none"> ・階段 1箇所増設(計5箇所) ・植栽、備品等工作物数 <p>現場確認後、現状に適合 (下記のとおり)</p>
変更要望 の内容				
内容変更 の 必要性	(階段増設)公園利用者の利便性向上のため			
変更の規模	368.50 m ² (階段増設部分)			

<p>変更場所の範囲図</p>	<p>既設階段 新設階段 規制標識削除箇所 球技場C 野球場 球技場B 球技場A 植栽の減</p>	<p>管理体制</p>	<p>既設部分と同様に指定管理者により管理運営</p>																																	
<p>占用内容変更による河川環境への影響</p>	<p>特になし</p>																																			
<p>占用内容変更後における環境保全に向けて申請者の取り組み</p>	<p>植栽の減について、時期や原因等の特定は困難ですが、洪水時に流されたり枯れたりしたものと考えられます。現在確認できる植栽について今後とも適切に維持管理をしてまいります。</p>																																			
<p>その他特記事項</p>	<p>工作物数変更箇所</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 45%;">変更前</th> <th style="width: 45%;">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・球技場A・B</td> <td>サッカーゴール 1 組</td> <td>4 組</td> </tr> <tr> <td>・野球場</td> <td>グラウンド整備道具箱 1 基</td> <td>2 基</td> </tr> <tr> <td>・球技場C</td> <td>サッカーゴール 0 組</td> <td>1 組</td> </tr> <tr> <td></td> <td>スコアボード、道具箱各 0 基</td> <td>各 1 基</td> </tr> <tr> <td>・テニスコート</td> <td>コート整備道具箱 0 基</td> <td>1 基</td> </tr> <tr> <td>・休養施設</td> <td>ベンチ 31 基</td> <td>34 基</td> </tr> <tr> <td>・その他</td> <td>屑かご 22 箇所</td> <td>11 箇所</td> </tr> <tr> <td>・道路規制標識</td> <td>4 基</td> <td>0 基</td> </tr> <tr> <td>・駐車場内 物置</td> <td>0 基</td> <td>5 基</td> </tr> <tr> <td>・植栽</td> <td>サツキ、ヒイラギナンテン、シシガシラ、アベリア</td> <td>皆減</td> </tr> </tbody> </table>				変更前	変更後	・球技場A・B	サッカーゴール 1 組	4 組	・野球場	グラウンド整備道具箱 1 基	2 基	・球技場C	サッカーゴール 0 組	1 組		スコアボード、道具箱各 0 基	各 1 基	・テニスコート	コート整備道具箱 0 基	1 基	・休養施設	ベンチ 31 基	34 基	・その他	屑かご 22 箇所	11 箇所	・道路規制標識	4 基	0 基	・駐車場内 物置	0 基	5 基	・植栽	サツキ、ヒイラギナンテン、シシガシラ、アベリア	皆減
	変更前	変更後																																		
・球技場A・B	サッカーゴール 1 組	4 組																																		
・野球場	グラウンド整備道具箱 1 基	2 基																																		
・球技場C	サッカーゴール 0 組	1 組																																		
	スコアボード、道具箱各 0 基	各 1 基																																		
・テニスコート	コート整備道具箱 0 基	1 基																																		
・休養施設	ベンチ 31 基	34 基																																		
・その他	屑かご 22 箇所	11 箇所																																		
・道路規制標識	4 基	0 基																																		
・駐車場内 物置	0 基	5 基																																		
・植栽	サツキ、ヒイラギナンテン、シシガシラ、アベリア	皆減																																		

番号		占用目的		許可受者		場所	東久代公園
----	--	------	--	------	--	----	-------

4. 施設の自然環境的状況

(河川管理者作成)

<p>占用地及び周辺の自然環境</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・当該占有地は猪名川の中流部に位置し、低水路には自然再生として整備された砂礫河原が広がっている。水際にはツルヨシ群落のみられ、河岸にはオギ群落やクズ群落が広がっている。 ・鳥類は、砂礫河原を利用するイカルチドリ、コチドリ等が確認されている。 ・重要種としては、水際にカワヂシャ(植物)、砂礫地にイソシギ(鳥類)、コチドリ(鳥類)、ツルヨシ群落やオギ群落にはカヤネズミ(哺乳類)が確認されている。また水域には、カマツカ、ミナミメダカ、コウライモロコといった魚類の重要種も確認されている。
<p>自然環境上重要な場所</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・低水路の砂礫河原は、イソシギ、コチドリといったシギ・チドリ類の重要な生息地となっている。 ・水辺のワンドやたまりは、ミナミメダカ、コウライモロコといった重要な魚類の生息環境として重要である。
<p>水際の状況</p>	<p>水域までの距離</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・水域までの距離:約 5～50m ・左岸は護岸が整備されているが、低水路には砂礫河原が広がっている。 ・右岸はツルヨシ群落が発達し、水際にはワンド環境もみられる。
	<p>水面との高低差</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・約 1.5m

番号		占用目的	東久代公園	許可受者	川西市	場所	右岸 8.0K+50m～8.6K
----	--	------	-------	------	-----	----	------------------

5. 占用許可期間の更新、占用内容の変更についての意見

(委員会作成)

6. 河川管理者の判断

(河川管理者)

番号		占用目的	東久代公園	許可受者	川西市	場所	猪名川右岸 8.0k+100m～8.6k
----	--	------	-------	------	-----	----	----------------------

【参考】委員会の審議内容に関わる現況写真

(委員会事務局作成)



----- : 占用区域 境界

① 占用区域全景(上流から下流を望む)



平成 27 年 12 月 17 日 撮影

② 占用区域全景(下流から上流を望む)



平成 27 年 12 月 17 日 撮影

③ 看板(ゴルフ禁止)



平成 27 年 12 月 17 日 撮影

④ 水際の植生(河原)



平成 27 年 12 月 17 日 撮影

番号		占用目的	東久代公園	許可受者	川西市	場所	猪名川右岸 8.0k+100m～8.6k
----	--	------	-------	------	-----	----	----------------------

⑤護岸横の芝生



平成 27 年 12 月 17 日 撮影

⑥小型陸生草本群落(メヒシバ等)



平成 27 年 12 月 17 日 撮影

⑦クズ群落



平成 27 年 12 月 17 日 撮影

⑧樹木(エノキ等)



平成 27 年 12 月 17 日 撮影

⑨オギ群落

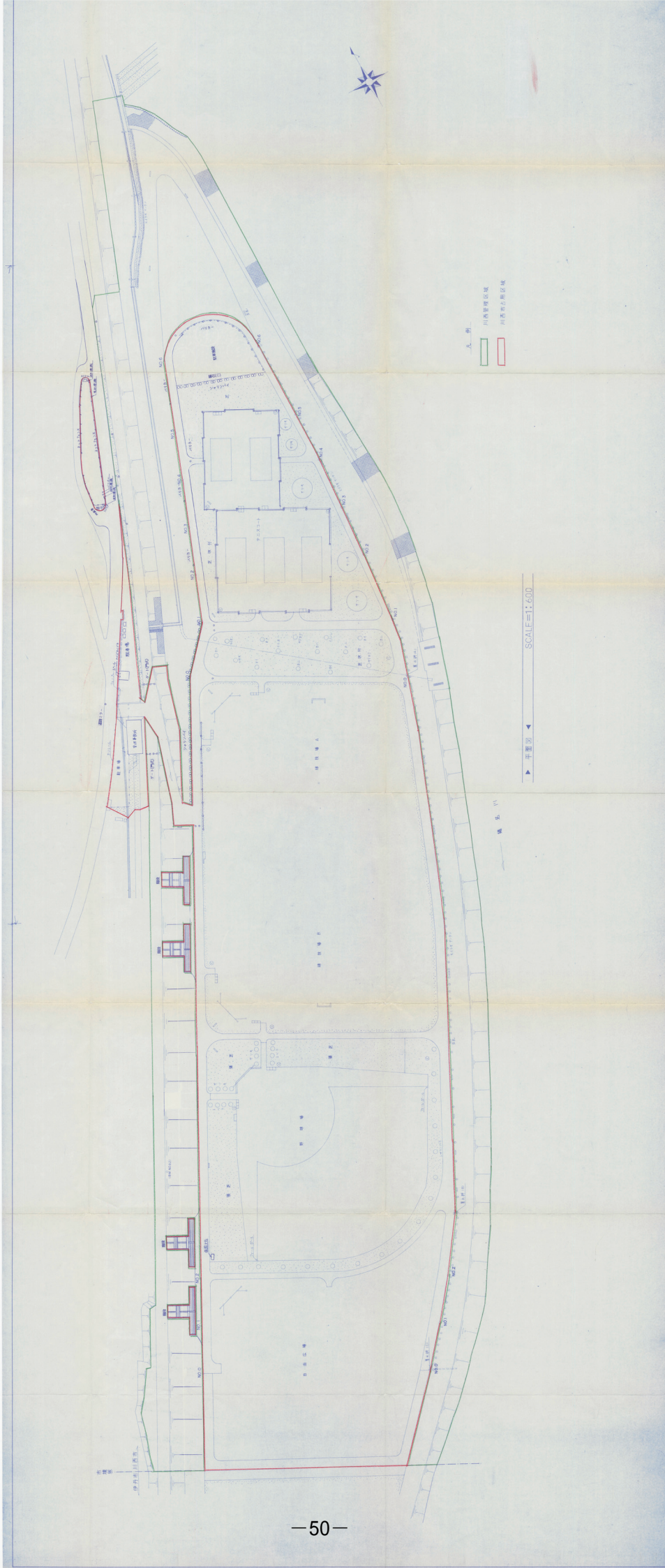


平成 27 年 12 月 17 日 撮影

利用者状況写真

東久代公園





■河川保全利用チェックリスト／その1

項目 (位置付け)	細目 (整理番号)	内容	判定基準	申請者	(説明欄)	河川管理者	(説明欄)	委員会評価
生物多様性への配慮 A	施設周辺への配慮 A-1	施設周辺の生物多様性が保全されているか	○: 保全されている △: どちらともいえない ×: 保全されていない	○	生態系への影響が懸念される殺虫剤等の散布を行わない	○	引き続き外来種対策に取り組みたい	
	横断方向の連続性 A-2	施設の横断方向の生態系の連続性が確保されているか	○: 連続性が確保されている △: どちらともいえない ×: 分断されている	○	一般はテニスコートやグラウンド利用しているものの、周辺は自然を残している	△	クワフント・裸地以外の草地部分で、ある程度の連続性は確保されている	
	工作物への配慮 A-3	舗装等を行う場合に、生物多様性に配慮した構造になっているか	○: 配慮されている △: どちらともいえない ×: 配慮されていない -: 該当する工作物がいない	○	舗装箇所は最低限に留め、自然を残している	△	舗装自体の是非や構造変更について再検討されたい	
環境意識の啓発 B	環境保全への啓発 対策 B-1	環境保全に関する啓発看板の設置等の対策を施しているか	○: 実績又は計画が妥当である △: 計画又は計画がやや妥当性にかける ×: 特に実施していない	△	啓発看板について、河川洪水時にも危険のない状態での設置等を引き続き検討する	×	啓発看板の設置を検討されたい	
	河川愛護活動 B-2	環境保全に向けての河川愛護などの取り組みを行っているか	○: 実績又は計画が妥当である △: 計画又は計画がやや妥当性にかける ×: 特に実施していない	○	河川レンジャーと連携し生物多様性に関する環境学習会を実施	○	取り組みがおこなわれている	
生物多様性の保全・再								

■河川保全利用チェックリスト／その2

項目 (位置付け)	細目 (整理番号)	内容	判定基準	申請者	(説明欄)	河川管理者	(説明欄)	委員会評価
利用形態	川とのふれあい C-1	利用者が川とふれあ(親水・自然観察等)ことが可能な施設か	○:川とふれあ施設である △:どちらともいえない ×:川とふれあ施設ではない	△	施設周辺の水深が深いため川へのアクセスは容易ではないが自然観察は可能	△	川とふれあうため、十分な活用を図られたい	
	利用状況の把握 C-2	施設の利用者数(時刻、曜日、季節など)を把握しているか	○:把握している △:ある程度の推定はできる ×:把握していない	○	指定管理者による利用者数の把握と報告あり	○	利用者数の報告あり	
	利用上のルール C-3	利用上のルール(ゴミ処理方法など)を定めているか	○:定めている △:定めているが不十分 ×:定めていない	○	利用上のルールを定めており指定管理者により運用されている	○	カルテ記載事項を確認した(管理状況、利用状況)	
	利用者への明示 C-4	利用に関するルール、注意事項、緊急時の連絡先をわかりやすい場所に看板等で利用者へ明示しているか	○:明示している △:一部明示している ×:明示していない	○	看板による明示あり	○	現地にて看板設置を確認した	
	公共性の担保 C-5	設置する施設は、広く一般の利用に供することが可能で、申請者や一部の利用者、団体だけに限られる排他・独占的な利用はないか	○:排他・独占的な利用はない △:どちらともいえない、不明 ×:排他・独占的な利用がある	○	事前申請した体育施設利用者以外でも公園スペースは自由に利用できる	○	カルテ記載事項を確認した(管理状況)	
	利用方法や管理体制への配慮 C-6	駐車場を利用する車と一般の河川利用者、近隣住民間に交通事故やトラブルが生じないよう、通行経路や利用方法、管理体制に配慮しているか	○:十分配慮している △:配慮しているが不十分 ×:配慮が全く不足している、無配慮 一:駐車場はない	○	駐車スペースの整備を行い、通行経路を案内する看板等を設置している。	○	配慮されている	
	駐車場の設置のための検討の有無 C-7	駐車場の設置要望がある場合は、出入時の動線、安全対策、不法進入対策、管理体制、自然環境への影響など、詳細な検討をしているか	○:十分検討している △:検討しているが不十分、現在検討中 ×:検討が全く不足している、未検討 一:設置の要望や計画がない	—	—	—	—	
川の利用と責任 C								

■河川保全利用チェックリスト／その3

項目 (位置付け)	細目 (整理番号)	内容	判定基準	申請者	(説明欄)	河川管理者	(説明欄)	委員会評価
施設の 施設管 理	管理体制 D-1	施設の <u>管理体制を整備して</u> いるか (指定管理者制度等による管 理者の明確化、管理事務所・ 詰所等がある等)	○: 整備されている △: 一部整備、整備途上 ×: 整備されていない	○	指定管理者によ る管理	○	カルテ記載事項 を確認した(管理 状況)	
	管理計画 D-2	施設の <u>管理計画は適正であ</u> るか	○: 適正である △: 一部改正の余地がある、改 正中 ×: 適正とはいえない、計画が ない	○	今後の修繕計画等 をリスト化し指定管 理者による定期的 なチェック及び市へ の報告を行っている。 る。	○	カルテ記載事項 を確認した(管理 状況)	
不法占 用	不法占有 対策 D-3	利用者などが許可なく用具 収納コンテナなどの不法占 用物件を持ち込まないよう、 <u>適正に管理しているか</u>	○: 適正管理されている ×: 不法占有の実態がある	×	不法占有の実態 あり	×	不法占有の実態 あり(指導中)	

前回審議の意見

【審議での指摘事項】（平成 22 年度 第 2 回委員会 平成 22 年 10 月 27 日）

- A. 運動公園の中に自然環境の観察などができるような付加価値をつけるという視点が非常に大事であり、水辺に親しみやすい場づくりなど、管理者も一緒に取り組んでくべきである。
- B. 「関連諸計画における占用地の位置付け」の項目で、生物多様性や環境教育などの書き方が弱い。多様な生物がすめる自然環境に配慮する、環境教育に使っていく、というような言葉も入れて計画を位置付ければ、本当に川らしい利用の仕方になっていく。
- C. 管理用道路近傍のオオブタクサなどは、大きく生長する前であれば除去が簡単なので環境教育の一環でできるよう検討いただきたい。
- D. 公園利用のために除草・清掃作業をしているが、占用区域周辺についても自然環境保全・再生のために、どういう形で除草や清掃ができるかを、もう少し考えていただきたい。（草の刈り方の工夫、管理区域の拡大など）
- E. 生物多様性保全という用語を入れて、運動公園の機能だけでなく、今後は生物多様性保全、環境学習、環境教育の場として、ここを活用していくという方向をきっちり守って管理いただきたい。
- F. 占有者、利用者、河川管理者、市民が望ましい川についての話し合いの場を持つなど情報共有し、川づくりに参加していくことが望ましい。また、川らしいあり方に関する看板等をはじめとした広報を実施していくべきである。

【審議での指摘事項に対する回答】（平成 25 年度 第 1 回委員会 平成 26 年 1 月 22 日）

- A. 昨年 6 月に猪名川河川レンジャー及び流域ネット猪名川並びに管理者である猪名川河川事務所のご協力のもと、利用者である少年野球の子供たちや指導者、保護者を対象とした環境学習会を実施しました。参加者は、河川に生息する植物やそれらの生態系を学習することができ、非常に有意義であったと考えております。これらの学習会をとおして、自分たちが日頃、単にスポーツをするだけに使用していた施設が、川という自分たちの生活にとってかけがえのない重要なものであるという事を学ぶことができました。今後とも、関係機関にご協力をいただきながら、このような学習会を開催し、水辺に親しむ場を提供していきます。
- B. 今後とも、当該公園を、単にスポーツするだけでなく、環境学習の場として位置付けて使用いたします。
- C. 環境学習会の場において、大きく生長する前のオオブタクサ等の除去を実施しました。
- D. 占用区域の周辺につきましては、可能な限り自然環境に配慮しながら除草作業を実施しております。管理区域の拡大につきましては、今後、管理者と協議しながら可能な範囲で対応いたします。
- E. 今後とも、運動公園を環境学習、環境教育の場として活用してまいります。
- F. 看板等の設置につきましては、未設置でございます。今後、管理者と協議しながら最も効果的な看板等の設置を検討いたします。

【中間報告での指摘事項】（平成 25 年度 第 1 回委員会 平成 26 年 1 月 22 日）

- 1. 生物多様性かわにし戦略を踏まえた、公園の整備を考えて頂きたい。
- 2. 環境学習については、継続的に行っていただきたい。公園利用者側から「学習を受けたい」と思われる様な取り組みをして頂きたい。

前回審議の意見の対応

1. 「生物多様性ふるさと川西戦略」では、猪名川全体を市内の水生生物の多様性の確保、保全の場として重要な空間であるとしていることから、啓発看板等の設置により公園利用者にもその重要性を理解していただくことが必要であると考えます。平成 25 年度及び 26 年度に台風に伴う河川増水による浸水被害があり、進捗状況が芳しくないのが現状ですが、増水時にも危険のない形での啓発体制の整備について引き続き検討してまいります。
2. 平成 25 年度に引き続き、平成 27 年 10 月に、河川レンジャーと連携し、公園利用者を対象に環境学習会を開催しました。外来種に関するクイズや駆除体験を行い、楽しみながら外来植物の繁殖力の強さや性質などを感じていただき、川の環境保全の重要性やその活動について学んでいただきました。今後も継続実施してまいります。